

国民健康保険で柔道整復師の 施術を受けられる方へ

整骨院や接骨院などの柔道施術師の施術を受ける場合は、国民健康保険が使えない施術がありますのでご注意ください。

【健康保険が使えるもの】

骨折、脱臼、打撲及び捻挫（骨折及び脱臼は医師の同意書が必要です。）

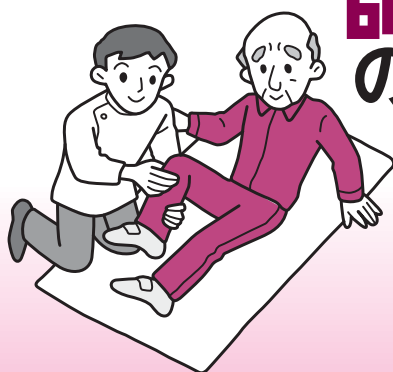
【健康保険が使えないもの】

- ・ 単なる肩こり、腰痛
- ・ スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 加齢からくる痛み（けがが原因でないもの）
- ・ 脳疾患後遺症・神経痛・リュウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- ・ 症状の改善が見られない長期の施術
- ・ 保健医療機関（病院、診療所等）で同じ負傷等の治療中に受けた施術

これらの施術は健康保険が使えませんので、すべて自己負担となります。後にわかった場合は患者本人に請求することがあります。

このほか労働災害に適用する場合は労災保険の適用となります。また、交通事故等による第

三者行為に該当する場合は鏡野町への届出が必要です。



柔道整復師の施術を受ける時の注意点

- ・ 負傷の原因を正確に伝えてください。
- ・ 領収書は必ず受け取ってください。（医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管してください。）
- ・ 療養費支給申請書の内容を確認のうえ、委任欄に必ず自分で署名又は押印してください。
- ・ 施術が長引く場合は、医師の診断を受けてください。

医療費の適正化のため、受診内容調査として文書や電話で負傷原因や施術内容等についてお問い合わせすることがありますので、ご協力お願いします。

●お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 医療保険係
電話（0868）54・2986

鏡野町立中学校統合準備委員会 に係る経過報告

新しい中学校づくりのための
鏡野町立中学校統合準備委員会
開催経過

平成26年11月14日

第6回「総務部会」開催

「校章」「校旗」「校歌」「制服・体操服」について協議
校訓・めざす学校像について協議

平成26年11月26日

第1回「閉校行事部会」開催

閉校にあたり記念誌等の作成について協議

平成26年12月3日

第1回「PTA部会」開催

統合後のPTA組織、規約等について協議

お問い合わせ先

鏡野町教育委員会学校教育課
電話（0868）54・7799